

# アメリカ合衆国における学校選択制度の展開

——マグネットスクールの発展経緯とその動向——

生涯教育計画コース 成 松 美 枝

Development of School Choice in the United States of America

—History and trends of Magnet School—

Mie NARIMATSU

Magnet School is a desegregation plan in the U.S. urban districts, which provides specialized educational programs. It is designed to attract students of different races or ethnic background. Magnet School became increasingly popular in the mid 1970s especially with a special federal aid program, an amendment to ESAA (Emergency School Aid Act), as a substitute method for a mandatory student reassignment plan such as "forced busing". However, under the meritocratic policy by the Reagan administration, Magnet School turned into an elite school which enrolls many of the most academically successful students in the districts.

## 目 次

### はじめに

#### I. マグネットスクールの定義

#### II. マグネットスクールの発展経緯

##### A. 第1期 マグネットスクールの誕生まで

- ① ブラウン判決から強制バス通学の実施まで
- ② 強制バス通学への反対運動からマグネットスクールの誕生まで

##### B. 第2期 マグネットスクールの普及

##### C. 第3期 1983年以降から現代までのマグネットスクール

#### III. マグネットスクールの現状とまとめ

### はじめに

マグネットスクール (Magnet school 以下, MS 略す) がアメリカ合衆国における教育改革の一環として、1970年代から90年代現代まで各都市で実施されてきた学校選択制度の一つであることは周知のとおりである。特色ある教育プログラムを提供し、従来の通学区域を越えて親や生徒を磁石 (Magnet) のように引きつけるという MS は、それまでの指定校への強制的なバス通学 (forced busing) に代わる人々の自主性に任せた人種統合 (Voluntary desegregation) の達成を目的として1970年代半ばより国民の大きな期待の中で開始された施策であった。しかしながら、開始時に比べて現在では MS の理念と実態はかなり異なってきている。現代の MS は人種統合という開始時の目的が希薄化して、学力の優秀な生徒を集めた英才教育を目的とした学校と位置付けられることが一般的となっているというのである。開始時より我が国でも注目を集め先行研究も深められている MS であるが、いずれの研究も70年代から80年代初期までの本施策の実施を採り上げたものがほとんど<sup>1)</sup>、80年代後期以降の MS の変容を指摘した論文は管見の限りでは見受けられない。そこで本稿においては、MS という選択制度がどういった制度であったのか改めてその理念を明らかにした上で、その発展経緯と変遷の過程を歴史的に検証することにする。

規制緩和小委員会や中央教育審議会にて通学区の弾力化や教育の多様化が議論される現在の我が国において、通学区域を撤廃した条件の下で特色ある教育プログラムを提供して教育の選択肢を広げる MS について報告することは我が国の学校選択の問題を考える上でも意義あることと信じる。

#### I. MS の定義

本章ではまず、MS とは一般にどういった学校であるのかその定義を明らかにすることにする。そして、この

のような定義を持ったMSはそれまで合衆国が保持してきた正規の学校とどのような違いがあるのか確認しておくことにしたい。

アメリカのMSについては、すでに多くの文献を通して日本に紹介されてきているが、1990年に発行された『新教育学大事典』は、MSを「一定地域(特に市)に住む総ての子どもたちを学区を越えて磁力のように引き付け、公立学校による選択を認める特色のある学校」と定義づけている<sup>2)</sup>。

一方、アメリカにおいては1983年に米国連邦教育省(US Department of Education)が全米のMSの調査報告を行なった際には、次のような定義をもつものがMSとされた<sup>3)</sup>。

- ① 教育の質を高めるための特色あるカリキュラム・教育方法を有する。
- ② 学区内にあって、自主的な人種統合の役割が要請されている。
- ③ 子ども・親が自主的に学校を選択できる。
- ④ 通学区域(regular attendance area zone)を越えた通学が一定条件下に認められている。

このように定義されたMSはそれまでの正規の学校とどのような違いがあるのか。この点を明確にするために、次に伝統的な合衆国の学校制度を確認しておくことにする。

20世紀以降の合衆国では、各コミュニティーに学校が創られ財政面でもそのほとんどを地方の財産税で賄ってきた。そこにおいて地域の住民は、地域社会が管理する学校で地域の子どもたちが共に学ぶ経験を重視していたのである。このような学校は「地域社会学校」(Community School)と称され、地域の総ての子どもが地域に在る小学校とその上にある地域でただ一つの中学校と高校に進学するものとされていた<sup>4)</sup>。1958年のコナント報告によって特に「総合制ハイスクール」(Comprehensive Highschool)の名称で明確にされた中等学校の目的とは、地域の総ての青年が地域の同じ学校に入り一定の科目を共に学んで市民として的一般教養を身につけること、さらにはホームルームの時間等を通して興味・関心、能力・進路・階層を異にする生徒たちが互いに理解しあうことなど、いわば学校におけるデモクラシーの理念が掲げられていたのである。特に高校においては将来の進路や諸個人の適性に生徒間の相違が大きくなってくることから、各学校で選択科目を豊富に用意して諸個人のニーズに応えることが義務付けられていたのであった<sup>5)</sup>。こうしたデモクラシー的理念の上に成立する地域の総合制の学校に対してMSは、「通学区域を越えて興

味・関心で生徒を引き付ける」という性質を持ち、伝統的な地域社会学校の理念とは明らかに異なっている。しかしながら、そのような性格を持ったMSが全米において支持されてきていることは確かであり、1990年から91年にかけての学年度には既に全国に約5000校のMSが存在し、都市圏の高校生の約20%がMSに在学すると報告されている<sup>6)</sup>。しかも、中等教育だけではなく、小学校段階から「MS」化が進んでいるとされ、特に1980年代後半以降のこの学校の普及が報告されているのである。次章では、本章で定義したMSがどのようにして誕生してきた学校なのか、そして何故に80年代に入ってこのような普及を見せることになったのかその歴史的発展経緯を明らかにする。

## II. MSの発展経緯

人種統合政策の一環としてのMSの発展経緯を概観すると、その歴史は次の3期に分けることができよう。その3期とは、第1期のMSの誕生まで(1954年から1976年まで)、第2期のMSの普及の時期(1976年から1983年まで)、第3期のレーガンの教育改革期から現代まで(1983年から現代まで)である。

### A. 第1期 MSの誕生まで

MSが人種統合政策の一環として各学区で実施されるようになる以前に、「強制バス通学」(forced busing)という制度が人種統合の政策上採られていたことは周知の事実である。ここではまず、どのような過程を経てそれまでの黒人と白人が別の学校で教育されるべき状態が強制バス通学による人種統合を実施する制度に移行されるようになっていったのかを検証することにする。そしてその後、この人種統合の手段としての強制バス通学が本稿の主題であるMSに置き換えていく過程を見ていくこととする。

#### ① ブラウン判決から強制バス通学の実施まで a. プレシー対ファーグソン裁判(1896年)とブラウン判決(1954年)

合衆国の公教育にて人種別の学校制度を正当化してきた原則とも言える「分離すれども平等」(separate but equal)の原則が定められたのが、1896年のプレシー対ファーグソン裁判(Plessy V. Ferguson)であることは周知の事実である。しかしながら、この原則が本裁判に於いては交通機関における白人と黒人の客席を「別々に」する為に用いられたものであることはそれほど知られて

いよいよである。この裁判では、特に鉄道の客席について白人用・黒人用というように人種によって分けることが合衆国憲法修正第14条の「平等保護条項」(何人に対しても、法の平等な保護を拒んではならないと定める条項である。)に違反しないかどうかが論争点となつたのである<sup>7)</sup>が、市民の交通機関において採用されたこの「分離すれども平等」の原則は公教育の場においても妥当であると解釈され、1910年代頃から人種によって施設・学校の異なる別学制を採る学区が全国に増大した。そこでは、黒人と白人に対する教育の待遇の平等性は教育施設が別々であったとしても実質的には等しく達成されうるとしていたのである。それ以来約60年間、合衆国の公教育においては事実上の人種別学制が採られてきた。

しかしながら、上記の裁判で人種別学制を容認する契機となった「分離すれど平等」の原則は、カンザス州州都トピカで争われたブラウン対トピカ市教育委員会の裁判 (Brown V. Board of Education in Topeka) にてようやく否認されることとなる。1954年のカンザス州トピカ市におけるこの裁判は、白人の公立小学校に入学を拒否されたオリバー・ブラウン (Oliver Brown) を始めとする黒人児童等が人種を別にした公立学校制度を認める法令を施行し続けるトピカ市教育委員会を相手取って起こした裁判であった<sup>8)</sup>。この裁判にてウォーレン (Earl Warren) 裁判長は、分離された教育施設が本来不平等であることを宣言したが、そこにおいては公立学校で黒人と白人の子どもを分離することは、黒人生徒が公教育の分野において合衆国憲法修正第14条『平等保護条項』によって保障されている平等な保護が剥脱されるべきものであるという判断が下されたのである。理由としては、法令に基づく人種別学は心理的に黒人の劣等感を促すものとなり、共学ならば達成できたであろう黒人の教育の発展を損なうことにもつながりかねないことが挙げられた<sup>9)</sup>。また、翌年1955年の二回目の裁判では、最高裁は地方裁に対して「人種差別のない公立小学校への入学を実現するための、必要かつ適切な手続きを探るべきこと及びそのための命令を出すこと」を命じた<sup>10)</sup>が、この命令によって、人種別の学制を採ってきた各教育委員会は前年の第1回判決に従った人種統合政策を立案し実施する義務を負い、地方裁がそれを審査すべき義務が定められたのである。このような人種統合政策への移行は「可及的かつすみやかに」行なわれるべきことが本裁判でも指摘されたが、各地の教育委員会で「社会的問題の解決を教育の場に持ち込むべきではない」という反対に遭い、実施は滞った。人種統合導入への反対運動の中では、公立学校を閉鎖して憲法や連邦政府の審査の及ばない私立学

校の設立を図ったり選択の自由制 (Freedom of Choice)による事実上の人種別学制等、さまざまな形の人種統合に対する遅延回避策が採られていたのであった<sup>11)</sup>。

#### b. バージニア州とノースキャロライナ州における判決

1968年にバージニア州で行なわれたグリーン対ニューケント郡学区教育委員会 (Green V. County School Board of New Kent) の裁判は「選択の自由制」(Freedom of Choice) の実施による教育委員会側の人種差別が訴えられた裁判であった。この裁判は、1965年からニューケント郡で実施した「選択の自由制」の制度が人種による規定を設けない公立学校への入学を認めるものであったものの、それまでの黒人学校に入学を希望する白人はいないので、事実上白人学校の存続と人種別の学制を助長することになってしまったという教育委員会側の失策を黒人生徒が訴えたものである<sup>12)</sup>。この裁判において最高裁は、同郡の教育委員会は事実上人種別となっている学校の状態を解消して、公正な学校(just schools)を提供すべきであると言い渡した。同時に最高裁は、人種の統合した学校を創るために人種別でない通学区編成や学校の組合せを行なうこと、また教職員や学校職員へのマイノリティーの積極的な登用を行なうことを提案した<sup>13)</sup>。ここで初めて最高裁によって人種差別撤廃に向けた効果的な計画を実施する義務が下級審に命じられたのである。そしてこの裁判以降、人種別学という二元的な学校制度 (dual school system) の存続を非難して一元的な学校制度 (unitary school system) の確立を命じ、人種差別撤廃への積極的行為を取ることが州政府に対して求められていく。

続く1971年には、ノースキャロライナ州のシャルロット・メクレンバーグ学区の教育委員会が事実上人種別学を継続しているとして、黒人生徒ジェームス・スワンが同教育委員会を相手取って起こした裁判 (Swann V. Charlotte Mecklenberg)においても、白人と黒人の別学を終止する司法命令と共に人種統合の為の措置基準が示された<sup>14)</sup>。この措置基準で注目に値するのは、全米で初めてバス通学が人種統合の為の救済措置として正式に認められたことであった。一方、1973年にはコロラド州にて行なわれたキース対第1学区判 (Keys V. School District No1.)において合衆国北部史上初めて、教育委員会に対する人種統合へ向けての「積極的行為」が求められることになる。特にこの裁判においては、各学校を学区全体の人種構成率に沿った人種構成の学校にする必要性が示された<sup>15)</sup>。そしてこうした判決の結果、60年代の終わ

りから70年代半ばにかけて白人と黒人を互いの学校へ強制的に通学させる「強制バス通学」が全米の学区にて盛んに実施されたのである。

## ② 強制バス通学への反対運動から MS の誕生まで

### a. 自己利害論と強制バス通学への反対運動

70年代半ばになると、人種統合の考え方自体には賛成の意を示すものの強制的な学校割り当てや強制バス通学には多くの白人が反対の意を唱えるようになってきた。反対の理由としてまず挙げられたのは、白人側から起こってきた「市民は選好を表現することができ、個人に関連する犠牲と選択可能な行動の恩恵の下に行動すべきである」という自己利害論 (self-interest theory) の擁護論である<sup>16)</sup>。この論に基づけば人々の行動は、諸個人が価値を置く目標の達成の手段となるものと見做される。強制バス通学がそのような人々の行動を妨げるものであることは自明である。一方で、強制バス通学はバス通学自体の不便と労を親・子どもに強いるものであり、地域の学校を中心とした近隣の統合性をも失わせるものである事が非難の的となった。そして同時に、白人の中には黒人を始めとするマイノリティーの多い都市の中心部からバス通学の範囲対象外である白人居住地域の郊外に住居を移したり、マイノリティーのいない私学へ転校したりするホワイトフライ特と呼ばれる現象が増えはじめた。

こうした「自己利害論」が人種統合政策に対して主張される一方で、強制バス通学に代わる手段として、生徒一人あたりの予算を増やして特色ある教育プログラムを磁石的にマイノリティーの集中する学校に置き、それらの学校への自主的な選択を認める「自主的選択制度計画」(Voluntary Choice Plan) が提案されるようになった。そして、この特色あるプログラムを置いた学校が MS と呼ばれたのである。そこでは、白人の間にマイノリティーの多い学校に強制されて行きたくないという「自己利害」の意が生じた場合でも、魅力的な教育を提供する MS によってマイノリティーの近隣へ白人を引き付けられる可能性があることから強制バス通学よりも人種統合効果が高まるものとされた<sup>17)</sup>。そして人種統合を計画した学校を MS にすることは、それまでの強制バス通学に代わる人種統合の手段となるものと考えられたのである。

### b. 公共選択論と MS

上述の MS は、その学術的な根拠を公共選択論 (Public choice) に見いだすものである。この公共選択論の下で、市民はあたかも市場において消費者が行なうように自己利害の意識に即して行動できるのである。そのモデ

ルは、「政府の機関においては制限ではなく構造を改革することによって個人の行動の変革を求めるほうが効果的である」という仮定から生まれたものであるが、MS の政策においては次のように機能していることになる。まず、人種統合の必要があると見込まれ、総生徒のほぼ全員がマイノリティーという学校が MS の対象として選ばれる。そこでは白人を引き付ける為により多くの予算が MS に投じられる。そうした MS のプログラムは、各 MS が独自のテーマをもつように創られていくのであるが、テーマについてはその教育カリキュラムや教育方法などが人々に広く情報提供され、親たちは活発な MS への入学の勧誘を受ける。MS を人種隔離の進んだ学校で実施するためには、その前提として親と子どもたちが MS のプログラムをよく理解しておくことが必要となる。そして政策的には、MS のプログラムにより多くの予算を投じたほど結果的には多数の白人を引きつけ、MS だけではなく学区全体の人種統合を可能にすることが見込まれているのである<sup>18)</sup>。

### c. MS プランの誕生

MS が自主的人種統合政策の一環として連邦地方裁判所において初めて認められたのは、1976年ニューヨーク州のバッファロー学区において白人による意図的な人種隔離が指摘された、アーサー対ニクイスト (Arthur V. Nyquist) 判決においてである。本判決においては、人種隔離の救済措置として主に黒人の近隣地区に MS を開設することと同時に、白人小学校の生徒に対してマイノリティーの学校に転校を促すことが命じられた<sup>19)</sup>。同じ1976年には、ウィスコンシン州ミルウォーキー市に於いても連邦地方裁判所が市教育委員会側の意図的な人種隔離を指摘した上で、救済措置として黒人学校に MS を開設すること、白人学校生徒をマイノリティー地区の学校へ転校を促すことを市教委に命じた<sup>20)</sup>。(アモス対ミルウォーキー市教育委員会の裁判 Amos V. Board of Directors of Milwaukee City) そしてこの二つの判決に引き続き、各州で相次いで MS が法的に人種統合政策の手段として認められることになる。ヒューストン (テキサス州 1976年)、サンディエゴ (カリフォルニア州 1978年)、サン・ベルナルディオ (カリフォルニア州 1978年) である。

### d. MS とオールタナティブスクール

70年代半ばにおいて各地で MS の誕生が相次いだのは、地域の子どもや親の興味・関心やニーズに応え多様な選択肢 (Alternative) を持つオールタナティブスクール

ル (Alter-native School 以下, AS と略す)への支持と期待が国民の中で高まっていたことも寄与していたと言われている。その支持の背景には、総合制の中等学校の下で義務教育制が確立し中等教育が大衆化して多様な生徒が入学するようになったため、画一化した教育では総ての子どもを適切に教育できず生徒の退学・非行などが目立ち始め、公立教育への不信が国民の間で高まってきたことが挙げられる。一方では、公民権運動や黒人の権利主張が活発化する中で、ニューヨーク市のコミュニティーコントロール運動下のストリートアカデミーに代表されるような自分たちの子どもには自分たちの文化教育を施そうとする動きが生まれ、地域社会や親の要求に応える学校教育の理念が確立されてきたこともその支持には影響しているといわれる<sup>21)</sup>。

ここで AS の語義を辿ってみると、「オールタナティブ」と言う言葉自体には「代わりの」そして「選択可能な」という二つの意味があるが、前者の意味の方はそれまでの伝統的な学校に代わる新しい教育内容と方法を持った学校という意味である。1960年代に誕生したニール (A. S. Niel) のサマースクールに代表される、既存の画一的な公立学校教育を脱して生徒の興味・関心に応じた教育を行なおうとする私立学校を中心とするフリースクールがこれにあたる。後者は、公立学校枠内で他の公立学校を選択するという学校選択の可能性の拡大を図る意味を持つものである。「壁のない学校」(School without walls) と呼ばれるフィラデルフィアのパークウェイ・プログラムのような既存の地域社会全体を学校の教育資源と考える教育や、ニューヨーク市ハーレン高校に代表される、学校内に幾つかの特色ある教育プログラムを置く「学校内学校」(Schools within school) はこれに属するものである。前者の私立学校を中心とした AS は財政難で閉校が相次ぎ、70年代半ば以降は後者の公立学校を中心とした AS を指すことが多いとされている<sup>22)</sup>。MS は、後者の形態の AS に流れを組むものといえる。特に70年代においては、特色ある教育を提供しながらも通学区域をこえて入学を認める点で他の AS と区別された。(80年代に入り通学区域の撤廃が普遍化する中で AS も通学区域をこえた入学を認めるようになっていると報告されている。) 元々、1960年代に誕生したボストン市の子どもの為のラテン学校(Boston Latin), ニューヨーク市のブロンクス科学学校 (Bronx Science), シカゴレン技術学校 (Chicago Lane Tech) などは通学区域枠を越えて生徒を募集し、入学試験を行なった上でエリート教育を施すことでも全国でも有名であったがそれらの学校を MS と呼んでいたとする説もある<sup>23)</sup>。

一方、70年代に入って、60年代のそれがエリート教育を対象としていた点では異なるが、特色ある教育を行なうにあたって通学区域を越えて生徒募集を行なう MS が、人種統合政策の為に全米の各学区で導入されていった。しかしながら、人種・能力の相違とは無関係に生徒を引き付ける MS の理念が制度化されたのにもかかわらず、国民の間で MS を英才教育の学校の意味合いで捉える傾向が継続したことでも事実である。そうして、当初は退学・非行などの問題児を対象とした既存の画一的教育に代わる教育を行なうとされた AS は、1970年代に入ると総ての生徒の教育のニーズに応えるべく多様な選択肢を提供する学校として全米に普及していく。そして1980年までには、全米に約1万校の AS があり約300万人の生徒が AS のプログラムを利用していると報告されたのである<sup>24)</sup>。

## B. 第2期 MS の普及

### 1. 緊急学校援助法による連邦補助金

MS は連邦政府が1976年緊急学校援助法 (Emergency School Aid Act, 以下 ESAA と略す) を修正し、人種統合を目的とした MS の計画と実施に対する補助金援助を行なうようになってから急速に全米に普及するものとなった。ESAA とは以下の目的で1972年に制定された法律である<sup>25)</sup>。

1. 初等学校と中等学校で、生徒と教職員の間におけるマイノリティグループへの差別を解消する際の特別な必要性に応じること。
2. マイノリティグループの隔離を各学区が自主的に解消し軽減もしくは予防すること。
3. 学齢児童が、マイノリティグループの隔離という教育における恵まれない状態を克服するのを援助すること。

この ESAA に基づく補助金支給が初めて行なわれた1976年には、MS を実施していた14学区が補助金支給に応募しわずか12学区が支給の対象となっただけであったが、1981年から82年度には全米で138もの学区がその支給に応募し64学区がその対象となった<sup>26)</sup>。1983年に公開された連邦教育省による全米の MS の報告書には、この補助金支給のもたらした MS の普及への影響が次の2点について指摘されている<sup>27)</sup>。まず第1点目に、MS が補助金支給の対象になるための条件が学区内の人種解離の割合を最低でも5ポイント引き下げなければならないものであることから、MS が人種統合を目的とする政策の為の学校であることを国民の間に広く知らしめたことである。第2に、MS への連邦補助金支給そのものが学区の

人々のMSへの関心を高めたということである。中でも補助金支給を受けた学区は、これからMSの導入を計画する学区と連携してMSの教育内容や方法についての情報を交換する組織づくりを始めていたが、それによりMSについての認識が深まり、MSを導入する学区も一層増大したのである。

しかしながら、1981年に連邦会議にて教育統合改善法(Education Consolidation and Improvement Act以下、ECIAと略す)が可決され、この法に基づきESAAによるMSへの補助金はチャプター2と称される包括補助金(Block Grant)プログラムに統合されることになる。そしてこのECIAの下で、MSによる人種統合の予算額は著しく制限されることになったのである<sup>28)</sup>。この包括補助金化においては、MSのような特定事業に対して支給される特定補助金(Special Grants)よりも補助金を支給できる事業の幅が広い上に支出における各学区の自由裁量の余地が大きくなるため、補助金事業が効率的に行なえるというメリットがある。しかしながら、この包括化を通してレーガン共和党政権が狙っていたのは、このECIAの下で補助金を整理統合することで従来の25%の補助金削減を図ることであった。そしてこの政策変容の結果、MSのための補助金総額は1981年から82年のわずか1年間で4億ドル(約400億円)から2500万ドル(約25億円)に削減されることになったのである<sup>29)</sup>。

## 2. 連邦教育省による1983年のMS調査報告書

連邦政府は、1981年から82年にかけて行なった全米のMS調査の報告書を1983年に公表している<sup>30)</sup>。図1は、1976-77年度から1981-82年度のMSの普及情況を見たものである。続く表1は特に1981-82年度の普及を詳しく示したものであるが、全米に22万人以上の生徒が在籍する学区は全国に275学区存在するゆえ、大規模な学区の3分の1はMSを導入したといってよい。また表2は、MSに在籍する生徒が1学区にどれ程存在するかを詳しく見たものである。MSに入学した生徒は、実施学区総生徒数の僅か5.2%にすぎないが、学区によっては総生徒数の4割近くが入学しているところもあり実施規模は多様である。

## C. 第3期 1983年以降から現代までのMS

1983年に連邦教育省より出されたもう一つの教育に関する報告書である『危機に立つ国家』(Nation At Risk)は、科学技術及び産業界における合衆国の国際競争力の衰退が成果のあがらない公立学校教育に起因するものであることを告発した報告であり全米で大きな反響を呼んだ。共和党党首大統領の座についたレーガンは、旧き良

きアメリカを再生しようと本報告書に彼の理想とする教育改革案を記したが、ここには「卓越性」「優秀性」を求める改革案が述べられている<sup>31)</sup>。特に「基本教科の充実」が本書で重視されたのは、70年代からの「基礎に帰れ」運動(Back to the Basics)の高まりを背景にそれまでの児童中心主義教育や教育の人間化への見直しが迫られていたこともあいまって、生徒の興味・関心に応えるための選択科目の多い教育形態を脱却し、英語・数学・科学・歴史といった基本教科を重視することが求められたことによる。そしてレーガンは、薬物問題・非行・不登校といった問題を持つ生徒に対してはASにおける矯正指導によって別個に教育するという政策を推し進めた。一方でMSはASの一種の形態として、特に科学教育や芸術の分野で才能のある者に対して若しくは本人の能力・適性・希望などから職業教育が適切と思われる生徒に対して、正規の学校では十分ではない教育を行なうための学校として位置付けられたのである<sup>32)</sup>。ここにおいてレーガンは、アカデミックな学力および特殊な才能に応じた教育を行なう目的でASとMSを利用していく政策を取ったのである。言葉を換えれば、人種統合の目的よりも卓越性を求める改革の上で必要なエリート教育と職業教育の目的をMSに導入して従来の地域社会学校に改革を図ったのである。こうして、1983年という年を境にエリート教育と職業教育をテーマとしたMSが全米に普及していくことになった。バージニア州フェアファックス郡に1985年に開校されたトマス・ジェファーソン科学技術高校(Tomas Jefferson Junior and Senior Highschool)は、上記のレーガンの教育改革によるMSの理念の変容が明確に表れているともいえる代表的なエリート教育のMSである<sup>33)</sup>。民間企業から多くの投資を受けたこの学校は、フェアファックス郡以外の地域を含む広域から生徒を募集しているが、入学に際しては選抜試験を行なう上に選抜にあたっては生徒の人種構成は全く考慮されていない。(1991年度のこの学校の生徒の人種構成は白人74%, アジア系21%, 黒人3%と報告されている。)こうしてMSは、80年代後半の共和党政権下においてもその変容した目的の下で確実にその数を増やし、1990-91年の学年度には全米に約5000校を誇り都市圏の高校生の約20%がMSに在籍していると報告されるまでになったのである<sup>34)</sup>。

90年代に入り、共和党党首ブッシュ大統領によって示された教育改革試案である「アメリカ2000教育戦略」(American Goal 2000: An Educational Strategy)では「学校選択の自由」が提唱されているが<sup>35)</sup>、この諸案の下ではASの拡充と強化が図られた。70年代には、MSとの

相違を指摘する上での AS の定義として通学区域を越えた入学を認めるものではないことが挙げられていたが、90年代には AS に於いても通学区域を越えた入学が認められていることが注目される。AS は、主に問題を抱えた子どもの為の矯正学校としての位置付けが一段と明確になっているが、MS は英才教育・科学技術教育・バイリンガル・人種別の民族教育を目的とする学校とされている。こうした AS, MS 教育を通してブッシュが狙ったのはいうまでもなく一人一人の子どものニーズに対応した教育であり、その結果能力別、人種別の学校編成が行なわれることも彼は否定しなかったのである。

そして、1993年以降民主党党首として政権を握るクリントン現大統領も、「アメリカ2000—教育戦略」による「学校選択の自由」を継承する方針である。特にクリントンは、新アメリカ学校 (New American Schools) と呼ばれる学校を全国の下院議員の選挙区に1校ずつ設け、1996年度迄には全国にこの学校を535校新設する計画を示した。新アメリカ学校とは、前述したトマス・ジェファーソン科学技術高校のように民間企業の援助を受けて科学技術を中心とした英才教育を行なう学校であるが、ここでも通学区域枠を超えた生徒募集が行なわれている。州・学校区または地域がそれぞれ連邦政府の「新アメリカ学校計画」の公募に応募して採用された上で予算配分を受けることになっているのだが、92年度には連邦政府の教育予算 6 億9000万ドルの内の 1 億800万ドル（約 26%）が、新アメリカ学校の予算として組まれた<sup>36)</sup>。この学校でも教育における能力主義の姿勢が貫かれており、入学に際し選抜試験や親の学校参加の契約が求められ、ここでも人種統合の目的は既にない。いずれにしても、教育界において卓越性を求める改革が行なわれて基礎学力の強化と能力主義の徹底が行なわれた結果、MS はエリート教育・職業教育といった国力増強の為の政策の一環として利用されてしまった流れにあるといえる。そして、MS の定義でもあった人種統合政策の手段としての目的はすっかり影を潜めてしまったのであった。

### III. MS の現状とまとめ

90年代の現代アメリカにおいては、主としてエリート教育・職業教育を行なう MS、不登校・薬物問題などの問題を抱える生徒を対象にした AS、さらに本稿では紹介を割愛したが通学区域を越えて生徒募集を行なう学校のオープン・エンロールメント (Open Enrollment: 入学解放制) の学校のいずれにも見られるように、他の通学区域の学校への入学は既に当然のことと扱われており、も

はや通学区域の制度は消滅しつつある。一方、MS の現状について言えば、現代アメリカの都市においては白人の郊外移住と私立進学というホワイト・ライトがますます進行して、もはや白人を含めて人種統合できるほどの白人人口を各都市は持てなくなってしまっている。そして、地域によりその捉え方は多様であるものの、白人獲得を進めるためエリート教育化した MS が僅かのマイノリティーを含めて経営される事態ともなってきているのである<sup>37)</sup>。こうした人種統合の目的を失った MS を MS と呼べるものか疑問ではあるが、1991-92年度には全米に約5600校（学校の教育プログラム全てが MS の教育を行なっている「インディビジュアル・MS」が約2400校と、学校の一部の教育課程のみが MS の教育プログラムとなっている「MS プログラム」が約3200校それぞれ存在する）の MS があると報告されている。また MS で学ぶ生徒は全米で120万人で1981-82年度の生徒数の約3倍となっており、都市圏の高校生の約20%が MS に通うままでに発展しているのである<sup>38)</sup>。人々の間で人種統合の理念が薄らいでいる現代であるが、依然として黒人を中心とするマイノリティー人種の経済的貧困の問題は解決していない。米国が今後どう教育の平等化を図っていくかは、これから MS の具体的実践について現地調査を進めると同時に検討すべき課題である。

我が国では人種問題こそないものの、大都市を中心として中産階級の子弟による私学進学率が高まり公立学校の教育上の困難が指摘されている。これはホワイト・ライトで白人が都市部の公立学校を忌避した結果、都市の公立学校教育の衰退を招いた米国の事実と類似した問題とも取れる。米国はそういった問題を MS の導入によって対処したわけだが、我が国には人種問題が無いに等しく、選択制の学校を導入したとしても入学定員に人種枠を設けることも不可能なため、学校間に社会経済階層の分離を引き起こすものとなることは十分予想されよう。従って、特色ある教育の内容の決定の際は十分に検討を要すべきものと言える。

(指導教官 小川正人教授)

### 註

- 1) 中留武昭 1986 「マグネットスクールの発展経緯と経営上の課題」『日本比較教育学会紀要』第12号, pp.33-41, 佐々木司 1992 「マグネット学校制度の特質と問題点—学校制度としての側面を中心に」『比較教育学研究』第18号, pp.73-79, 杉浦久也 1992 「Magnet School の研究」『中京女子大学紀要』第26号, pp. 73-79. 等がある。
- 2) 中留武昭 1990, 「マグネットスクール」『新教育学大事典』第

- 一法規, pp.296-297
- 3) Lowry James H. and Associates, Survey of Magnet Schools: analyzing a model for integrated education, US Department of Education, 1983, p. ii
  - 4) 宮地誠也『アメリカの中等教育』学事出版, 1984, pp.148-155
  - 5) 同上, p.157
  - 6) "Schools That Work" US News & World Report, May 27th 1991, pp.60-62
  - 7) 163 US 537 (1896)
  - 8) 347 US at 98L ed. p.876.
  - 9) 347 US 492, 347 US 494.
  - 10) Brown V. Board of Education of Topeka II, 349 US 294, 1955.
  - 11) 青木宏治 1994, 「権利保障の課題」平原春好編『学校参加と権利保障』北樹出版, p.210.
  - 12) 391 US 430 (1968) p.718.
  - 13) Ibid., pp.719-720.
  - 14) Swann V. Charlotte Mecklenberg Board of Education, 402 US 1 (1971), p.555.  
この人種統合の為の定義は、青木、前掲書(1994) p.210.にて青木氏がまとめたものを取った。
  - 15) 青木、前掲書(1994), p.211.
  - 16) Rossell, C.H., The Carrot or the Sticks for school desegregation policy: magnet schools or forced busing. Temple University Press. 1990. pp16-19.
  - 17) Ibid. pp.20.
  - 18) Ibid. pp20-21.
  - 19) Arthur V. Nyquist, 573 F. 2d. 134 (1978)
  - 20) Amos V. Board of Directors of Milwaukee City, 408 F. Supp. 765 (1976)
  - 21) Fantini, M.D., "Alternative Structures and Forms of Education" The International Encyclopedia of Education, 1985, pp. 282-284.
  - 22) パークウェイのプログラムについては、菊地英昭「ハイスクールの特色化をめざすオールタナティブ教育—教育の自由選択を中心」金子忠史編『特色を求めるアメリカ教育の挑戦』教育開発研究所1991, が詳しい報告を行なっている。しかし、加藤十八氏の報告によれば、現在、パークウェイプログラムのような教育の人間化を目指したASは全米のほとんどの地域で既に衰退してしまっているという。
  - 23) Wells, Amy Stuart, Time to Choose, Hill and Wang, 1993, p. 75.
  - 24) Fantini, M.D. Alternative Structures and Form of Education (1985) p.283.
  - 25) 20 U.S.C. 3192 (1972)
  - 26) Lowry, J.H. and Associates. (1983) pp.7-8
  - 27) Ibid, p.8.
  - 28) Winston, J.A. Fulfilling the Promise of Brown, Teachers College Record Volume 96, Number 4, 1995. p.758.
  - 29) Wells, Amy S. (1993) p.77
  - 30) Lowry, J.H. and associates, (1983) pp.10-11.
  - 31) 加藤十八,『アメリカ教育のルネッサンス』学事出版, 1992, pp84-85.
  - 32) 同上, pp.81-82.
  - 33) 加藤十八,「アメリカの教育改革—バージニア州トーマスジェファーソン科学技術高校の場合」「月刊 高校教育11月」1986, p. 65.
  - 34) Schools that work: US News and World Report, May 27th 1991. pp.60-62.
  - 35) 加藤十八氏が『アメリカ教育のルネッサンス』1992, 学事出版, pp.113-114.に概要の翻訳を行なっている。
  - 36) 加藤十八, 1986 「現代アメリカにおける学習指導理念の動向とその現実」『中京女子大学紀要』第25号, pp.141-151.
  - 37) Internet <http://on Wisconsin News> に掲載されている。
  - 38) Internet <http://Steven Brookhouse@ed.gov> に掲載されている。

図 1

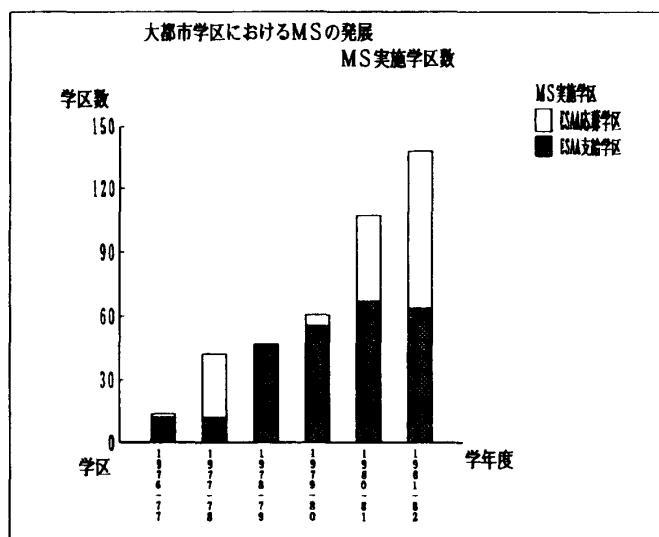


表1 1981-82年度におけるMSの普及状況

学区総数 約500学区

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| MSを実施している学区の総数              | 138学区  |
| MSの総数                       | 1,019校 |
| ESAAによる補助金を受けてMSを実施した学区     | 64学区   |
| ESAAの補助金を受けずにMSを実施した学区      | 74学区   |
| 20,000人以上の生徒が在籍しMSを実施している学区 | 91学区   |
| 20,000人以下の生徒が在籍しMSを実施している学区 | 47学区   |

表2 MSに在籍する生徒の1学区における割合

|                | 平均      | 範囲                  |
|----------------|---------|---------------------|
| 1学区の生徒総数       | 54,882人 | 30,000人から9,250,000人 |
| MSに在籍する生徒数     | 3,193人  | 125人から25,013人       |
| MSに在籍する生徒の割合   | 5.2%    | 1%から37%             |
| 3校以上のMSを持った学区の | 13.7%   | 3%から37%             |
| MS在籍生徒の割合      |         |                     |
| 3校以上のMSを持った学区の | 6,350人  | 550人から25,013人       |
| MSへの入学者数       |         |                     |